

福岡県公報

平成30年7月3日
第4005号

目次

告示(第621号-第635号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 1
○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課) …………… 8
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課) …………… 8

告 示

福岡県告示第621号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成26年10月福岡県告示第862号岡垣都市計画下水道事業岡垣公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
岡垣町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
遠賀広域都市計画下水道事業岡垣公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和60年3月2日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成26年10月福岡県告示第862号の事業地に次の区域を加える。
岡垣町大字波津字磯辺、字後口、字大旗、字姥ヶ木、字前田、字伊三田、字大道、字仲、字向鼻、字土谷、字山ノ田、字鳥越、字小山、
大字原字大松、字浜山、字原、字塩屋、字後田、字堀地、字神田、字居田、字田ノ草、字一ノ井出、字竹ヶ下、字楠田、字小椿、字原野、
大字内浦字高、字梶原、字芹田、字茶屋前、字下河原、字名切、字片山内、字井桁、字前婦、字菴ノ前、字餅田、字村、字草場、字江後、字森ノ上、字横渡、字戈円、字和田、字神前、字海蔵寺、
字空徳、字柿山、字帯田、字平山、字榎田、字河原田、字芝原、
大字手野字浜田、字龍毛、字稲葉、字新開、字汐入、字月ノ田、字津瀬、
字河原口、字土田、字前田、字松尾、字招、字磯原、字大國

面、字山下、字大坪、字生力、字雲仙、字清崎、字中園、字河原、字大井、字小塚、字垣内、字裏門、字狩野、字片山、字東坂、字薬師、字道留、字染日、字藪口、

大字三吉字牟田、字大河原、

大字吉木字内田、字久保、字中添、

大字高倉字合元、字中縄手、字御下、字相園

大字糠塚字高塚、字戸切口、

大字山田字大坪、

大字海老津字中村、字広丸、字神田、字道勢、字尾畑、字小局、

大字上 畑字門司口、字笠松、字長谷

吉木西二丁目、山田峠二丁目

の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第622号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官及び自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

(1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官

ア 海上・航空自衛隊航空学生

イ 一般曹候補生

(2) 自衛官候補生

2 募集期間

平成30年7月1日（日）から平成30年9月7日（金）まで

3 受験資格

(1) 海上自衛隊航空学生

18歳以上23歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）

イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）

ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

(2) 航空自衛隊航空学生

18歳以上21歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）

イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）

ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

(3) 一般曹候補生及び自衛官候補生

18歳以上27歳未満の者

(4) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

平成30年9月17日（月）

(2) 一般曹候補生

ア 第1次試験

平成30年9月21日（金）又は22日（土）のうち指定する1日

イ 第2次試験

平成30年10月12日（金）～16日（火）の間のうち指定する1日

(3) 自衛官候補生

ア 筆記試験

平成30年9月21日（金）又は22日（土）のうち指定する1日

イ 口述・身体検査

(ア) 男子

平成30年9月23日（日）、24日（月）及び26日（水）～29日（土）の間のうち指定する1日

(イ) 女子

平成30年9月24日（月）又は25日（火）のうち指定する1日

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称(予定)

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

(2) 一般曹候補生

ア 第1次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
飯塚	飯塚市川津680-41	飯塚研究開発センター
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
	福岡市城南区七隈8-19-1	福岡大学
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

イ 第2次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
飯塚	飯塚市津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(3) 自衛官候補生

ア 筆記試験

一般曹候補生第1次試験と同じ

イ 口述・身体検査

(ア) 男子

試験場	位置	名称
-----	----	----

北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
飯塚	飯塚市津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(イ) 女子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米 筑紫野 線	前	筑紫野市大字西小田177番2先から 筑紫野市大字永岡169番1先まで	3.5 ～ 26.0	7,574.7
			前	小郡市松崎166番1先から 筑紫野市大字永岡169番1先まで	9.0 ～ 59.0	9,420.4

		後	筑紫野市大字西小田177番2先から 筑紫野市大字永岡169番1先まで	3.5 ～ 26.0	7,574.7
		後	小郡市松崎166番1先から 筑紫野市大字永岡169番1先まで	9.0 ～ 59.0	9,420.4

福岡県告示第624号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
537	福岡市博多区住吉二丁目2番1号 株式会社 九州ダイケン	福岡市東区箱崎2-54-27 福岡市東保健所内	平成30年 6月20日

福岡県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

朝倉	県道	安谷線 赤谷線	前	朝倉市佐田1296番1先から 朝倉市佐田912番1先まで	4.3 ～ 5.2	8.5
			後	朝倉市佐田1296番1先から 朝倉市佐田881番1先まで	7.8 ～ 7.9	

福岡県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

朝倉	県道	甘木線 吉井線	前	朝倉市黒川6058番3先から 朝倉市黒川5971番8先まで	6.0 ～ 17.1	136.4
			後	朝倉市黒川6058番3先から 朝倉市黒川5971番8先まで	6.0 ～ 17.1	

福岡県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木線 吉井線	前	朝倉市杷木志波3259番1先から 朝倉市杷木志波3261番2先まで	6.3 ～ 12.4	92.1
			後	朝倉市杷木志波3259番1先から 朝倉市杷木志波3261番2先まで	7.7 ～ 15.0	92.1

福岡県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木線 吉井線	前	朝倉市黒川1857番1先から 朝倉市黒川883番7先まで	3.9 ～ 13.2	176.0
			後	朝倉市黒川1857番1先から 朝倉市黒川883番7先まで	3.9 ～ 13.2	176.0
			後	朝倉市黒川1857番1先から 朝倉市黒川883番7先まで	3.9 ～ 21.8	129.8

福岡県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字柳ヶ迫1052の2、1052の3、1052の11
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米浮羽線	前	久留米市田主丸町八幡243番3先から 久留米市田主丸町恵利1240番1先まで	11.0 ～ 18.8	367.0
			後	久留米市田主丸町八幡243番3先から 久留米市田主丸町恵利1240番1先まで	10.2 ～ 18.8	

福岡県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	久留米市田主丸町八幡243番3先から 久留米市田主丸町恵利1290番1先まで

福岡県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道	浮 羽 石川内 線		前	八女市矢部村北矢部3724番4先から 八女市矢部村北矢部3732番1先まで	7.0 ～ 24.0	42.0
			後	八女市矢部村北矢部3724番4先から 八女市矢部村北矢部3732番1先まで	7.0 ～ 24.0	

福岡県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	浮 羽 石川内 線	八女市矢部村北矢部3724番4先から 八女市矢部村北矢部3732番1先まで

福岡県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県道	福 岡 日 田 線		前	太宰府市通古賀五丁目994番4先から 太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで	13.6 ～ 30.0	290.0
			前	太宰府市通古賀五丁目994番4先から 太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで	13.6 ～ 29.8	
			後	太宰府市通古賀五丁目994番4先から 太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで	13.6 ～ 30.0	290.0
			後	太宰府市通古賀五丁目994番4先から 太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで	13.6 ～ 29.8	

福岡県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	福 岡 日 田 線	太宰府市通古賀五丁目994番4先から 太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第109号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うほか意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年7月3日

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

平成30年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド及びその塩類
- (2) 化学名 2-({ [2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ} メチル)フェノール及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第91号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成30年6月30日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。